

第2回鏡石町議会臨時会会議録目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| ○招集告示 | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |
| 第 1 号 (1月21日) | |
| ○議事日程 | 3 |
| ○本日の会議に付した事件 | 3 |
| ○出席議員 | 3 |
| ○欠席議員 | 3 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| ○事務局職員出席者 | 4 |
| ○開会の宣告 | 5 |
| ○招集者あいさつ | 5 |
| ○開議の宣告 | 5 |
| ○会議録署名議員の指名 | 5 |
| ○会期の決定 | 5 |
| ○議案第27号～議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 6 |
| ○議案第31号～議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 9 |
| ○閉議の宣告 | 11 |
| ○町長あいさつ | 11 |
| ○閉会の宣告 | 11 |
| ○署名議員 | 12 |
| 議案等審査結果一覧表 | 13 |

鏡石町告示第 1 号

第 2 回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 0 年 1 月 1 5 日

鏡石町長 木 賊 政 雄

記

1 . 期 日 平成 2 0 年 1 月 2 1 日 (月) 午前 1 1 時 0 0 分

2 . 場 所 鏡石町役場議会議場

3 . 付議事件

- (1) 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 平成 1 9 年度鏡石町一般会計補正予算 (第 5 号)
- (6) 平成 1 9 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- (7) 平成 1 9 年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- (8) 平成 1 9 年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- (9) 平成 1 9 年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- (10) 平成 1 9 年度鏡石町上水道事業会計補正予算 (第 4 号)

応招・不応招議員

応招議員（14名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|---|-----|-----|-----|---|
| 1番 | 深谷 | 莊一 | 君 | 2番 | 今駒 | 英樹 | 君 |
| 3番 | 渡辺 | 定己 | 君 | 4番 | 今駒 | 隆幸 | 君 |
| 5番 | 根本 | 重郎 | 君 | 6番 | 大河原 | 正雄 | 君 |
| 7番 | 柳沼 | 俊行 | 君 | 8番 | 今泉 | 文克 | 君 |
| 9番 | 仲沼 | 義春 | 君 | 10番 | 木原 | 秀男 | 君 |
| 11番 | 菊地 | 栄助 | 君 | 12番 | 小貫 | 良巳 | 君 |
| 13番 | 円谷 | 寛 | 君 | 14番 | 円谷 | 寅三郎 | 君 |

不応招議員（なし）

平成20年第2回鏡石町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成20年1月21日(月)午前11時25分開会

- | | | |
|-----|----|---|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 議案第27号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 4 | 議案第28号 町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 5 | 議案第29号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 6 | 議案第30号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 7 | 議案第31号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第 | 8 | 議案第32号 平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 | 9 | 議案第33号 平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 | 10 | 議案第34号 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 | 11 | 議案第35号 平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 | 12 | 議案第36号 平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第4号) |

本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

出席議員(14名)

| | | | |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 深谷 莊一 君 | 2番 | 今駒 英樹 君 |
| 3番 | 渡辺 定己 君 | 4番 | 今駒 隆幸 君 |
| 5番 | 根本 重郎 君 | 6番 | 大河原 正雄 君 |
| 7番 | 柳 沼 俊行 君 | 8番 | 今泉 文克 君 |
| 9番 | 仲 沼 義春 君 | 10番 | 木原 秀男 君 |
| 11番 | 菊地 栄助 君 | 12番 | 小貫 良巳 君 |
| 13番 | 円谷 寛 君 | 14番 | 円谷 寅三郎 君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|----------------|--------|
| 町長 | 木賊政雄君 | 副町長 | 大河原直博君 |
| 教育長 | 佐藤節雄君 | 総務課長 | 木賊正男君 |
| 健康福祉課長 | 今泉保行君 | 都市建設課 参事兼課長 | 椎野優偉君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------------|-----|------|--------|
| 議会事務局 局長 | 面川武 | 主任主査 | 大河原久美子 |
|-------------|-----|------|--------|

開議 午前 11 時 25 分

開会の宣告

議長（仲沼義春君） ただいまから、第 2 回鏡石町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
会議規則第 2 条による欠席の届け出者は、皆無であります。

招集者あいさつ

議長（仲沼義春君） 本臨時会にあたり町長からあいさつがあります。
町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） おはようございます。

大寒のもっとも寒さ厳しい時期を迎えた本日、第 2 回鏡石町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございました。

今、臨時会にご提案申し上げますのは、去年の国の人事院並びに福島県人事委員会の勧告に基づく、町職員の給与に関する条例の一部を改正をはじめとする関係条例改正議案 4 件と、最近の原油価格高騰による石油製品の価格上昇をうけ、生活弱者に対する生活支援としての福祉灯油緊急助成事業に取り組むための、補正予算など一般会計他給与関係特別会計補正予算 6 件の併せまして 10 件の議案であります。

ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げごあいさつといたします。

開議の宣告

議長（仲沼義春君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

よろしくお願いを申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（仲沼義春君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、14 番、円谷寅三郎君、1 番、深谷荘一君、2 番、今駒英樹君を指名いたします。

会期の決定

議長（仲沼義春君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって会期は 1 日間と決しました。

議案第27号～議案第30号、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第3、議案第27号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、議案第30号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を一括議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第27号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、議案第30号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を一括議題とすることに決しました。

議長（仲沼義春君） 局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川武君） 〔議案第27号～議案第30号までを朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） おはようございます。

ただいま一括上程されました、議案第27号から議案第30号までの4議案につきまして、提案理由のご説明をいたします。

人事院は、昨年8月8日国及び内閣に対して国家公務員の月例給一時金の改定勧告を行いました。これを受けて福島県人事委員会は、昨年10月4日県に対し平成19年の報告と勧告が行われたところでございます。

勧告の内容は職員給与と民間給与との格差0.49%をうめるため、給料月額の上引き及び扶養手当の上引き改定を行うとともに、期末勤勉手当を0.05月上引き上げるものでございます。

町といたしましては、これまで県内各市町村の給与改定状況を調査してまいりましたが、その結果は勧告どおりに実施した市町村が大半を占めており、従来どおり県人事委員会勧告に準拠し改定するものでございます。

それでは、議案第27号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

2ページをご覧くださいと思います。

第5条第2項の規定につきましては期末手当の支給率でございますが、12月に支給する場合の支給率を100分の170を100分の175に改めるものであります。

附則においては、第1項で施行期日として交付の日から施行し、平成19年12月1日から適用するものであります。

第1項においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定により期末手当の内払いとみなす規定でございます。

次に、議案第28号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

4 ページをご覧いただきたいと思います。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第3条第2項中期末手当の支給率について、12月に支給する場合の支給率を100分の170を100分の175に改めるものであります。

附則につきましては、前議案同様の規定でございます。

次に、議案第29号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明をいたします。

6 ページをご覧になっていただきたいと思います。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第2条第2項中期末手当の支給率につきまして、12月に支給する場合の支給率を100分の170を100分の175に改めるものであります。

附則につきましては、前議案同様の規定でございます。

次に、議案第30号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

8 ページをご覧になっていただきたいと思います。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第9条につきましては、扶養手当に関する規定をしたものでございますが、第3項中6,000円を6,500円に改め、支給月額を500円引き上げるものでございます。

次に、第11条は通勤手当に関する規定をしたものであります。第2項第1号の規定は交通機関を利用して通勤する職員についてその基本額55,000円を58,000円に改めるものであります。第2号につきましては、自動車等により通勤する職員について支給限度額43,900円を48,400円に改めるものであります。第3号につきましては、交通機関と自動車等を併用し通勤する職員についてその基本額55,000円を58,000円に改めるものであります。

次に、第18条は期末手当に関する規定であります。本条3項は再任用職員に関する規定でございます。100分の80を100分の85に改めるものであります。第19条は勤勉手当に関する規定であります。第2項中支給率を100分の72.5を100分の75に改めるものであります。

次に第3条関係の職員の給料表を別表第1のとおり改めるものであり、先ほどご説明を申し上げたとおりであります。民間給与との格差を解消するため人事院勧告による改訂後の給料表を基本に若年層への配分に配慮しながらすべての職務の級で給料月額を改正するものでございます。給料表につきましては、9、10、11ページになります。

附則におきましては、第1項で施行期日として交付の日から施行し平成19年4月1日から適用するものでございまして、ただし書きにおきましては第19条第2項の勤勉手当の改正規定は平成20年4月1日から施行するものとしたものでございます。第2項の規定においては、平成19年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置を規定したものでございまして、100分の72.5を100分の77.5といたしまして、0.05月分を引き上げるものでございます。

第3項の規定につきましては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は

改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす規定でございます。

第4項の規定は町長への委任規定となっております。

以上、一括上程されました議案第27号から議案第30号までの4議案につきまして提案理由をご説明いたしました。

ご審議をいただき議決賜りますようお願いいたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより4件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略した直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔発言する者あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

初めに、議案第27号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

〔発言する者あり〕

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔発言する者あり〕

議長（仲沼義春君） 次に、議案第29号

〔発言する者あり〕

議長（仲沼義春君） 休議します。

休議 午前11時39分

開議 午前11時40分

議長（仲沼義春君） 開議します。

次に、議案第29号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号～議案第36号、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第7、議案第31号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）についてから日程第12、議案第36号 平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの6件を一括議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第31号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）についてから日程第12、議案第36号 平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの6件を一括議題とすることに決しました。

議長（仲沼義春君） 局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川武君） 〔議案第31号～議案第36号までを朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長 大河原直博君。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） ただいま一括上程されました議案第31号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）から議案第36号 平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）までの6議案について提案理由のご説明を申し上げます。

議案第31号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）にかかります、この度の補正予算につきましては、国の人事院勧告に基づく職員の給与、手当等の人件費等の調整が主なものでございますが、併せて昨今の急激な原油価格高騰に対応すべく、福祉灯油緊急助成事業にかかる経費と交付金事業であります、高久田一貫線道路改良工事の延期による事業費の組み替えをするものでありまして、歳入歳出予算の総額には増減がございませんが、それぞれ款項目において調整を行うものでございます。詳細につきましては16ページからの事項別明細書でお願いをいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する〕

以上、一括上程されました6議案について説明を申し上げます。

ご審議をいただきまして議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより6件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、ただちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

初めに、議案第31号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成19年度鏡石町上水道事業特別会計補正予算（第4号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議の宣告

議長（仲沼義春君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

町長あいさつ

議長（仲沼義春君） ここで、閉会にあたり招集者からあいさつがあります。
町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

提出いたしました議案につきまして、慎重な審議をいただき、議決賜り誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

新年早々で何かとご多忙のことと思いますが、何卒ご健勝でご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（仲沼義春君） これにて、第2回鏡石町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

閉会 午前11時58分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

平成 2 0 年 1 月 2 1 日

鏡石町議会議長 仲 沼 義 春

署名議員 円 谷 寅 三 郎

署名議員 深 谷 莊 一

署名議員 今 駒 英 樹

議案等審査結果一覧表

| 議案番号 | 件名 | 議決月日 | 結果 |
|--------|--|----------|----|
| 議案第27号 | 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 20. 1.21 | 可決 |
| 議案第28号 | 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 20. 1.21 | 可決 |
| 議案第29号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 20. 1.21 | 可決 |
| 議案第30号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 20. 1.21 | 可決 |
| 議案第31号 | 平成19年度鏡石町一般会計補正予算(第5号) | 20. 1.21 | 可決 |
| 議案第32号 | 平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号) | 20. 1.21 | 可決 |
| 議案第33号 | 平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第2号) | 20. 1.21 | 可決 |
| 議案第34号 | 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) | 20. 1.21 | 可決 |
| 議案第35号 | 平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) | 20. 1.21 | 可決 |
| 議案第36号 | 平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第4号) | 20. 1.21 | 可決 |